

常時録画型ドライブレコーダーシステム導入業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、常時録画型ドライブレコーダーシステム導入業務に係る委託業者を選定するためのプロポーザルに関して必要な事項を定める。

2. 業務の概要

(1) 業務名称

常時録画型ドライブレコーダーシステム導入業務委託

(2) 業務内容

別添「常時録画型ドライブレコーダーシステム導入業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 導入年度

令和4年度から令和8年度（予定）

3. 見積上限額

(1) 委託費見積上限額 70,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

見積りにあたっては、企画提案書等作成要領及び仕様書を参考に項目別に積算すること。また、システム稼動にあたり、特に必要と思われる場合には、別に項目を追加すること。項目を追加した場合であっても、見積上限額を超えてはならない。

本上限額は、導入にかかる経費の金額であるが、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

4. 参加資格

次の(1)から(7)のいずれかに該当する者は本プロポーザルに参加をすることはできない。なお、参加表明後においても、この条件に該当すると認められるときは、参加表明を取り消すことがあることに留意すること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

(2) 令和4年度八戸市競争入札参加資格者名簿に登録されていない者

(3) 本プロポーザルの公告の日から契約締結の日までのいずれの日においても、八戸市建設業者等指名停止要領（平成16年6月1日実施）に基づく指名停止の措置及び国又は地方公共団体の指名除外措置（これに類する措置を含む。）を受けている者

(4) 国税及び八戸市税を滞納している者

(5) 参加表明書及びその他本プロポーザルにおいて提出する書類に虚偽の記載をした者

(6) 八戸市暴力団排除条例（平成23年八戸市条例第48条）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者

(7) 本プロポーザルの公告の日において、会社法（平成17年法律第86号）の規定に基

づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者

5. 日程

本プロポーザルの主な日程は次のとおりとする。ただし、本市の都合により日程を変更する場合がある。

令和 5 年 1 月 20 日（金）	公募開始
31 日（火）	質問書提出期限
2 月 2 日（木）	質問書への回答公表（当部ホームページ掲載）
9 日（木）	参加表明書等提出期限
10 日（金）	プレゼンテーション実施通知
21 日（火）	企画提案書等提出期限
27 日（月）	
～ 3 月 10 日（金）	プレゼンテーション実施
13 日（月）	選考結果の通知
3 月中旬	選考結果の公表（当部ホームページ掲載）

6. 質問の受付および回答

- (1) 本業務に関し質問がある場合は、次に従い、質問書（様式 1）により提出すること。
なお、質問は参加資格がある者のみとし、本業務に直接関係する内容のみとする。

ア 提出先 八戸市交通部旭ヶ丘営業所

Eメール kotu@city.hachinohe.aomori.jp

イ 提出期限 令和 5 年 1 月 31 日（火） 午後 5 時（必着）

ウ 提出方法 質問書は E メールにより提出するものとし、持参又は郵送によるものは受付しない。

電子メール送信の際は、メール件名を「ドライブレコーダーシステム導入業務質問回答書」とし、メール送信後、電話でメールの到達確認をすること。

- (2) 質問に対する回答は、令和 5 年 2 月 2 日（木）までの間に随時、八戸市営バスホームページで公開する。（個別回答は行わない。）

7. 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に従い、参加表明書等を提出するものとする。

(1) 提出先 八戸市交通部旭ヶ丘営業所

〒031-0813 青森県八戸市大字新井田字小久保頭 4-1

(2) 提出期限 令和 5 年 2 月 9 日（木） 午後 5 時（必着）

(3) 提出方法 持参又は郵送による

持参による場合は、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

郵送による場合は、期日までに必着とする。

(4) 提出書類

ア 参加表明書（様式 2）

イ 会社概要（様式 3）

ウ 印鑑証明書（写し可。提出日の前 3 か月以内に発行された証明書）

エ 登記事項証明書（写し可。提出日の前 3 か月以内に発行された証明書）

オ 納税証明書（写し可。提出日の前 3 か月以内に発行された証明書）

法人税、消費税及び地方消費税：未納税額のないことの証明書

法人市民税、固定資産税、軽自動車：八戸市税の滞納がないことの証明書

カ 財務諸表（写し可。提出日の前直近 2 か年分）

キ 本業務と同種又は類似業務を処理した実績を有すること証する書類（契約書の写し等）

(5) 提出部数 各 1 部

8. 企画提案書等の提出

企画提案書等は、「企画提案書等作成要領」（別紙 1）に定めるところにより作成し、提出すること。

(1) 企画提案に必要な書類

ア 企画提案書

イ 企画提案書の形態は A 4 版で様式自由とする。部分的に A 3 版を使用する場合は、片袖折にして綴じ込むこと。

ウ メンテナンス・サポート体制（様式 4）

エ 工程表

A 4 版とし、様式は自由とする。

オ 経費見積書

(2) 提出期限 令和 5 年 2 月 2 1 日（火） 午後 5 時

(3) 提出場所 7 の(1)に同じ。

(4) 提出部数 12 部（各様式において正本 1 部のみ押印し、残りの 11 部は複写可。）
ただし、8 の(1)のオ（経費見積書）については 1 部とする。

(5) 提出方法 7 の(3)に同じ。

9. 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

(1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合。なお、参加表明者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、その限りではない。

(2) 提出書類に本市が求める内容が記載されていない等の不備、未記入又は虚偽の記載

があった場合。

- (3) 選考の公平性に影響を与える行為があった場合。
- (4) 複数の提案を行った場合。
- (5) 見積金額が見積上限額を上回る場合。
- (6) 本プロポーザルの公告後、本業務に関する事で選考員に接触を求めた場合。

10. 選考及び選考結果の通知

- (1) 選考は、別表 1 の評価基準及び採点基準に基づいて行う。
- (2) 選考の流れ

ア 応募者からの企画提案書及びプレゼンテーションを基に、提案内容の実行能力を審査する。

イ プレゼンテーションの実施

企画提案書が提出された後、応募者ごとにプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションの持ち時間は 30 分、その後の選考員からの質疑時間を 10 分程度とする。

(ア) 実施方法

- a 自由形式とする。プレゼンテーションで使用する機器のうち、スクリーン及びプロジェクタは本市が用意したものを使用し、それ以外に必要なものは応募者が用意すること。
- b 提出した企画提案書の範囲を逸脱しないこと。(質疑応答を除く。)
- c プレゼンテーション資料に応募者名やロゴマーク等は記載しないこと。
- d 企画提案書提出時に添付していない資料等を新たに配付することは原則禁止とするが、提案内容を補足する内容のものをスクリーン等に映すことは可能とする。
- e 取り付けを予定している機器(製品)のサンプル品を持参し説明することは可能とする。

(イ) 日時等

出席人数は 4 名以内とし、日時及び場所については、後日応募者へ通知するものとする。

ウ 選考の結果、総合得点の最も大きい提案をした応募者を最優秀提案者とし、常時録画型ドライブレコーダーシステム導入業務委託契約に向けての優先交渉権者とする。また、次点を優秀提案者とし、次点交渉権者とする。

(3) 選定結果の通知及び公表

- ア 選考結果は、応募者に文書で通知する。電話等による問い合わせには応じない。
- イ 選考結果に対する異議を申し立てることはできない。
- ウ 最優秀提案者を除く、各応募者の評価点数を八戸市営バスホームページで公表する。

11. その他

- (1) 企画提案書等の作成及びプレゼンテーション等に要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は、提出した応募者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (4) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、応募者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、その限りではない。
- (5) 参加表明書の提出後に参加を辞退する際には、辞退届（様式自由）を提出するものとする。
- (6) 提出された書類等は、八戸市情報公開条例（平成14年3月27日条例第6号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (7) 提出された書類等は、審査および説明のほか、前号により情報公開する際に、写しを作成して使用することができるものとする。
- (8) 応募者が1者のみであっても、参加資格を有する応募者である場合はプロポーザルを実施する。
- (9) この要領は、本選定作業により契約を締結した日の翌日をもって、その効力を失う。

12. 担当部署

八戸市交通部旭ヶ丘営業所

〒031-0813 青森県八戸市大字新井田字小久保頭4-1

電話：0178-25-5141 FAX：0178-25-5146

Eメール：kotu@city.hachinohe.aomori.jp（交通部課代表）